

入札参加資格等確認資料の提出時の注意事項

1. 1件の請負金額が4,500万円(建築一式の場合は9,000万円)以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の監理技術者又は主任技術者を配置してください。
2. 経営管理責任者及び営業所専任技術者は会社での常勤となっていますので、現場代理人・主任技術者・監理技術者として原則配置できません。
3. 配置予定技術者とその者が在籍する建設業者との間において、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。

【直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する書類例】

- ①監理技術者証(表・裏)の写し及び監理技術者講習(登録講習)終了証の写し
- ②健康保険被保険者証(写し)等

●直接的な雇用関係とは、主任技術者等と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務(賃金、労働時間等)が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めません。

●恒常的な雇用関係とは、参加申請書提出日現在に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要。(指名競争入札の場合は、入札執行日)

【4,500万円以上(建築一式工事9,000万円以上)の工事にあつては3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が必要】

<配置予定技術者注意事項>

※契約後に配置された技術者については、工期途中の交代は、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、原則、認められません。

事後審査時の配置予定
技術者

必ず一致すること!

現場代理人等通知書の
配置予定技術者

※資料提出時に配置する技術者が不確定な場合は、配置可能な技術者を数名記入し提出することができます。

4. 有効な経営事項審査を受けていない業者は、工事を元請として請け負うことができないので、毎決算期ごとに必ず経営事項審査を受けてください。

※経営事項審査の有効期間は審査基準日から1年7ヶ月です。

5. 申請日現在有効な建設業許可の通知書の写し又は証明書等の写しを提出してください。

上記の内容について、入札後、第一候補者に対し入札参加資格の確認を行いますので、提出資料について十分注意し提出してください。提出資料が不適格と認められた場合は、失格となり、次順位者へ確認資料の提出を求めることとなります。また、確認資料は必ず提出期限を厳守してください。